

様式第12号（第7条関係）

2025年10月17日

川西市議会議長様

会派（呼称）名

公明党

議員名

大矢根秀明

※議員名欄は署名又は記名

管外調査報告書

このたび、管外調査をいたしましたので、その概要を下記のとおりお届けいたします。

記

1 調査者氏名 大矢根秀明・平岡譲・大崎淳正・榮奈津子

2 調査先 豊後大野市・臼杵市

3 調査期間 2025年10月15日

2025年10月16日

4 調査結果の概要

別紙

豊後大野市における公民館の指定管理制度について（10月15日）

1. 公民館の指定管理制度導入の経緯

豊後大野市は、大分県の南部に位置する人口約3万1千人で、市が直営で公民館を運営してきたが、行政改革による市の職員数の削減により、行政が一括して管理していくことが難しくなったため、行政が担う分野を明確にし、民間が担える分野については「公共施設の見直しに関する指針」に基づいて、体育施設と併せて指定管理者制度を導入し、公民館の運営を行っている。

また、公民館がより一層充実した機能を果たせるよう、公民館運営審議会委員より教育委員会に対し提言が出され、次の4点が示されました。

- ① 公民館の運営に関する財政の課題、人材の課題を解決するため、周到な準備期間を設け、住民に理解を求めながら運営しなければならない。
- ② 公民館を拠点として取り組む活動は、地域にとって不可欠なものであり、地域住民の主体性を損なわないように運営しなければならない。
- ③ 市の財政課題、職員数の削減等から行政が直営で公民館を運営することが難しくなっているので、行政が果たすべき役割を明確にし、効率的に運営するための機能整理をする必要があり、指定管理者制度による運営方法への転換も選択肢の一つとして検討するべきである。
- ④ 公民館に集う様々な人や団体をつなげ、連携を図っていくことが必要である。

2. 公民館総指定管理者による運営等の特徴

- (1) 指定管理者の職員の中には行政経験があり、かつ公民館の運営にノウハウを持ったOB、OGが勤務をしながら若手職員へのアドバイスを行っている。
- (2) 体育施設については、ネットの予約対応を基本としている。
- (3) 災害時、公民館が避難所になるが、その際に指定管理者へサポートをお願いしている。

3. 公民館指定管理者の業務

4. 公民館指定管理のメリット・デメリット

・メリット

民間のノウハウを活用することで、迅速に対応できる。

民間にしかできないイベント等を開催している。

・デメリット

施設の老朽化に伴い、修繕費等の予期せぬコストがかかる可能性がある。

物価高騰や人件費の上昇で、今後施設管理のコストの増加が見込まれている。

5. 公民館指定管理者の選定及び管理運営状況と評価について

選定については、市職員や県職員、識見者で構成する選定委員会で決定。

評価については、現状は自己評価（アンケートによる利用者）となっている。

質問等に丁寧に答えいただき、質疑応答も行い、公民館の指定管理についての知見を深めることができました。



多世代交流館「のつてらす」について（10月16日）

1. 多世代交流館「のつてらす」を整備された経緯

大分県から譲り受けた県立高校の廃校跡地を、民間活力による利活用をめざしたもの、公募選定した民間事業者がオープンから約半年で事業をやめて倒産してしまった。

その後、行政事務検証委員会による検証が行われた。さらに、市議会から市長への提言書が提出された。

【市議会から市長への提言（抜粋）】

1. 市は、新たに策定した「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」により、事業者を選定するに当たっては、事業が適正に執行できる経営能力や資金力等を厳格に捉え、実効性のある運用となるよう徹底すること。また、事業者選定後については、民設民営にあっても、事業が安定するまでの一定期間、事業者と情報交換を密に行い、事業運営等の適正化に努めること。

2. 事業に関する情報確認を徹底するとともに、各部署間の連携及び情報共有を図り、事業推進に向けた体制の強化を図ること。

3. 当該事業に関する事務処理については、協議、報告、記録、決済等の処理が不明瞭な部分もある。適正な文書管理を徹底すること。

4. 共益費等が未納となっており債権回収事務については、適切な進行管理のもと、事務の執行に努めること。

5. 旧県立野津高校跡地の今後の利活用については、活用方法を再検討した上、早期実現に向けて、最善を尽くすこと。

検証結果の報告、市民説明会を経て再活用に向け、施設見学会・施設説明・意見交換会・市民アンケート・事業提案の受付・再活用のあり方検討市民会議を経て、「再活用の方針」を決定し、再活用事業となった。

2. コンセプト

再活用の基本コンセプトは、農林業の振興・地域住民の交流・交流人口の創出

施設の活用方針は、敷地や施設を分割し、普通教室棟は複合施設として市が管理・運営を、福祉実習棟とグラウンドは農林業の振興に資する事業に活用、体育館と柔剣道場は耐震診断で活用の可否を判断することに決定した。

3. 利用状況と課題について

交流施設として再出発して、来場者数は1日平均約475人（土日祝）で、2カ月で1万人、4カ月で2万人を達成し、多くは子育て世代（30～40代）や孫を連れた高齢者も多くみられる。また、市内利用者は18%で、82%は市外からの利用者である。

この事業を通して、一番の敵は市民の無関心であり、できる限りの市民参加と情報発信を行い、再活用事業につながっている。今後の事業に対し、とても大切なことを学ばせていただいた。

